

令和3年生駒市教育委員会

第3回臨時会 議案

令和3年3月9日

生駒市教育委員会

令和3年生駒市教育委員会(第3回)臨時会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第2号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和3年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について)	1
議案第8号	生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について	10
議案第9号	生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について	17

報告第2号

臨時代理につき承認を求めることについて

(令和3年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について)

令和3年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、令和3年3月5日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和3年3月9日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 令和2年度生駒市一般会計補正予算(第13回)(追送分)
- ・ 令和3年度生駒市一般会計補正予算(第1回)(追送分)

第2表 繰越明許費補正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	市立保育所管理運営事業	2,000
教育費	小学校費	小学校管理運営事業	1,200
	中学校費	中学校管理運営事業	800
	幼稚園費	幼稚園管理運営事業	4,000
	社会教育費	生涯学習施設管理事業	7,403
		コミュニティセンター管理事業	1,999

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	金額		
1 総務費国庫補助金	1,120,800	7,648	1,128,448	1 総務管理費補助金	7,648	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
2 民生費国庫補助金	12,582,125	1,000	12,583,125	2 児童福祉費補助金	1,000	保育対策総合支援事業費補助金	
6 教育費国庫補助金	400,582	3,000	403,582	4 幼稚園費補助金	2,000	教育支援体制整備事業費補助金	
				5 保健体育費補助金	1,000	学校保健特別対策事業費補助金	
計	14,327,423	11,648	14,339,071				

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	金額		
1 繰越金	1,099,446	△ 3,648	1,095,798	1 繰越金	△ 3,648	前年度繰越金	
計	1,099,446	△ 3,648	1,095,798				

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	地 方 債 其 他				
3 保育所費	1,023,215	2,000	1,025,215	2,000 (国補)			10 需用費	1,000 消耗品費	
計	7,375,115	2,000	7,377,115	2,000			17 備品購入費	1,000 保育所用備品	

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	地 方 債 其 他				
1 学校管理費	598,155	1,200	599,355	1,200 (国補)			10 需用費	1,200 消耗品費	
計	718,438	1,200	719,638	1,200					

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特 定 財 源	地 方 債 其 他				
1 学校管理費	344,376	800	345,176	800 (国補)			10 需用費	800 消耗品費	
計	729,525	800	730,325	800					

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	分	金額	説明
				財源		一般財源				
				特定 国県支出金	地方債 その他					
1 幼稚園費	759,702	4,000	763,702	4,000 (国補)	4,000		10 需用費	4,000	消耗品費	
計	760,002	4,000	764,002	4,000						

令和3年度生駒市一般会計補正予算（第1回）
 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節分		説 明
				区	金額	
6 教育使用料	14,058	△ 1,048	13,010	4 社会教育使用料	△ 1,048	コミュニケーションセンター使用料
計	382,305	△ 1,048	381,257			

歳 出

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	財 源 の 他	内 訳			
				国 庫 支 出 金	地 方 債	其 他			
1 教育委員会費	365,954	1,550	367,504	1,147			7 報償費	500	謝礼
					403				

[単位:千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国庫支出金	地方債			
							10 需用費	300	消耗品費
							13 使用料及び賃借料	500	情報システム使用料
							17 備品購入費	250	情報用備品
計	392,880	1,550	394,430	1,147		403			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国庫支出金	地方債			
2 生涯学習施設費	432,310	30,178	462,488	23,110 (国補)		8,116	12 委託料	15,423	維持管理業務委託料
				23,110 (国補)			14 工事請負費	1,501	生涯学習施設整備工事
							17 備品購入費	13,254	生涯学習施設用備品
3 図書館費	320,110	21,504	341,614	15,914 (国補)		3,695	10 需用費	3,144	消耗品費 燃料費
				15,914 (国補)			11 役務費	49	自動車保険料
							12 委託料	1,453	図書館システム等業務委託料
							13 使用料及び賃借料	3,000	書誌データベース使用料
							17 備品購入費	13,832	公用車 図書館用備品
							26 公課費	26	自動車重量税

計	957,461	51,682	1,009,143	39,024	847	11,811			
---	---------	--------	-----------	--------	-----	--------	--	--	--

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 拠 方	財 源 の 他	一 般 財 源			
2 体育施設費	306,119	8,571	314,690	6,343 (国庫)	6,343	2,228	12 委託料	8,571	各体育施設管理運営委託料
計	1,819,971	8,571	1,828,542	6,343		2,228			

[単位 千円]

議案第 8 号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の
制定について

上記議案を提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年 9 月生駒市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（実施日）

第 3 条 預かり保育を実施する日は、次の各号に掲げる幼稚園の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、預かり保育を実施する日が生駒市立幼稚園規則（昭和 46 年 2 月生駒市教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号に定める休園日、年末年始の休日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。）又は生駒市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて幼稚園の園長（以下「園長」という。）が指定する日に当たるときは、この限りでない。

- (1) 生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園 毎週月曜日から金曜日まで（生駒市立幼稚園規則第 3 条第 1 項第 3 号に規定する夏期休園

日（以下「夏期休園日」という。）、同項第4号に規定する冬期休園日及び同項第5号に規定する春期休園日（以下これらを「三期休園日」という。）を含む。）

(2) その他の幼稚園 毎週月曜日から金曜日まで（夏期休園日を含む。）

第4条第1号中「生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園」を「前条第1号に掲げる幼稚園」に、「又は」を「及び」に改め、同条第2号中「前号に掲げる幼稚園以外の」を「前条第2号に掲げる」に改め、「までの間」の次に「(夏期休園日中にある場合は、午前8時30分から午後4時30分までの間)」を加える。

第5条第2項中「休園日等に」を「預かり保育を実施しない日に」に、「休園日等でない日」を「預かり保育を実施する日」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和3年度及び令和4年度における預かり保育料の特例)

2 令和3年度における第3条第1号に掲げる幼稚園の4歳児クラス及び5歳児クラス並びに令和4年度における同号に掲げる幼稚園の5歳児クラスの預かり保育料の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

(1) 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額
午前7時30分から午前8時30分まで	日額150円
午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額520円
午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額820円

午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額1,050円
午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額450円
午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額670円

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯
 - (3) 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号。以下「条例」という。)別表備考第9項各号に掲げる世帯
- (2) 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額	
	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
午前7時30分から午前8時30分まで	月額1,600円	日額150円
午前8時30分から正午まで	月額5,500円	日額520円
午前8時30分から午	月額16,000円	日額1,500円

後6時30分まで		
正午から午後5時まで	月額8,000円	日額750円
正午から午後6時30分まで	月額10,300円	日額970円

備考

- 1 この表に定める預かり保育の利用時間帯を複数にわたって利用する場合における預かり保育料の額は、1月当たりの合計額が16,000円を超えるときは、1月当たり16,000円とする。
- 2 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1) 生活保護法による被保護世帯
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
 - (3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

- 1 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額
午前11時30分から午後3時まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	日額520円
午前11時30分から午後4時まで（教育時間の終了時間が午前11時30分である場合）	日額670円

午前11時30分から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	日額750円
午後2時から午後3時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額150円
午後2時から午後4時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額300円
午後2時から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額370円
午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	日額300円(1月当たりの利用日数が11日以上になる場合には、月額3,200円)

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1) 生活保護法による被保護世帯
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
 - (3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯
- 2 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

	預かり保育料の額	
	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下

午前8時30分から正午まで	月額5,500円	日額520円
午前8時30分から午後4時30分まで	月額12,800円	日額1,200円
正午から午後4時30分まで	月額7,100円	日額670円
午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	月額3,200円	日額300円

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1) 生活保護法による被保護世帯
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
 - (3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和3年4月分以後の同表に定める預かり保育料(以

下「預かり保育料」という。)から適用し、同年3月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について

生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 38 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 9 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭